

射水市総合計画審議会 第2回未来部会

会 議 録

平成25年10月29日(火)

射水市総合計画審議会 第2回未来部会

日 時：平成25年10月29日（火）午後2時～

会 場：射水市役所小杉庁舎303、304会議室

【議事日程】

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 射水市総合計画審議会第1回未来部会会議録の確認について
- 4 射水市総合計画基本計画素案について
- 5 そ の 他
 - ・次回の部会の日程について
- 6 閉 会

〔敬称略、順序不同〕

【出席者】

< 委 員 >

部会長 成 瀬 喜 則（富山高等専門学校副校長）
岡 田 順 子（射水市婦人会副会長）
垣 内 恵 子（射水市 P T A 連絡協議会監事）
佐 伯 日登美（大門地区地域審議会）
島 倉 文 則（下地区地域審議会）
野 上 習 次（公募委員）
宮 城 澄 男（射水市地域振興会連合会長）

< 行政部局 >

結 城 正 斉（教 育 長）	肥 田 幸 裕（議会事務局長）
竹 内 直 樹（市長政策室長）	村 上 欽 哉（行政管理部長）
山 崎 毅（会計管理者）	堀 俊 之（監査委員事務局長）
橋 詰 通（教育次長）	澁 谷 齋（議会事務局次長）
稲 垣 和 成（行政管理部次長）	岡 本 昭 彦（検査室長）
松 長 勝 弘（まちづくり課長）	島 木 康 太（総務課長）
倉 敷 博 一（人事課長）	岡 部 宗 光（財政課長）
大 西 誠（管財課長）	稲 垣 一 成（課税課長）
前 田 豊（納税課長）	松 本 正 志（市民・保険課長）
谷 口 正 浩（社会福祉課長）	川 室 克 司（子育て支援課長）
安 吉 俊 和（営繕課長）	谷 口 英 和（会計課長）
尾 山 伸 二（学校教育課長）	島 田 治 樹（生涯学習・スポーツ課長）
渡 辺 信 之（監査委員事務局次長）	高 岡 浩 文（総務課情報管理係長）

事務局

明 神 栄（市長政策室次長）	一 松 教 進（政策推進課長）
中 川 一 志（政策推進課長補佐）	助 田 綾 乃（政策推進課主任）
笹 川 栄 司（政策推進課主任）	笠 間 正 和（政策推進課主任）
黒 梅 康 弘（政策推進課主任）	白 石 友 樹（政策推進課主事）

1 開 会

【事務局】

時間より少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから射水市総合計画審議会第2回未来部会を開催いたします。

また、本日の会議の出席者につきましては、お手元の席次表のとおりとなっております。

では、会議に入ります。部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

2 部会長あいさつ

【部会長】

本日は、お忙しいところ、第2回目の未来部会にお集まりいただきましてありがとうございます。

第1回目の未来部会では、基本計画の「現況と課題」の部分の協議を通じ、各分野に対して色々なご意見、ご指摘をいただきました。

本日は、委員の皆様からいただいたそれらのご意見等を踏まえ、事務局から、現況と課題以外の「将来の姿」、「目指す方向」、そして、やや具体的な「施策の内容」を含めまして、基本計画の素案として資料が提出されております。

本日は、この基本計画の素案を中心に協議していただくこととなります。また、体系についても修正を加えたというふうに聞いております。

未来部会は、教育、生涯学習、男女共同参画、人権、市民協働、行財政改革、情報化政策など多岐にわたっております。今回も非常にボリュームのある協議内容でございます。決められた時間内での協議となりますが、射水市の向こう10年間を見越したまちづくりの指針といたしまして、より良いものを次の会議へつなげていきたいと考えておりますので、皆様からの活発なご意見をお願いする所存でございます。本日はよろしくお願いいたします。

3 射水市総合計画審議会第1回未来部会会議録の確認について

【部会長】

それでは、次第に基づき会議を進めてまいります。まず、次第の3になりますが、「射水市総合計画審議会第1回未来部会会議録の確認について」でございます。事前に、資料1として会議録をお配りしておりますので、ご一読いただいているかと存じますが、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料1をご覧いただきたいと思います。前回の総合計画審議会第1回目の未来部会の会議録についてでございます。

第1回目の未来部会につきましては、7月31日に、ここ小杉庁舎で開催されました。部会長を含めまして9名の委員の方のご出席がありました。

内容につきましては、資料の4ページから42ページまでの間、これが未来部会の会議録でございます。部会長がおっしゃいましたように、事前に一読されているかと思っておりますので、委員の皆様にはご確認をお願いしたいと思います。

なお、修正箇所等がございましたら、今回の会議の中で発言していただきたいのですが、終了後においても見当たることもあるかと思いますので、来週11月5日の火曜日までに事務局へご連絡いただければありがたいと思います。

また、会議録の公表についてですが、審議会の運営要領に基づきまして、委員を記載しないで公表するということでございますので、これもあわせてご確認いただきたいと思っております。会議録につきましては以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。今の事務局からの説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

よろしいでしょうか。11月5日まで、もし訂正等ございましたら、事務局にご連絡いただければと思います。お願いいたします。

それでは、この会議録については了承いただいたということで、次に進ませていただきます。

4 射水市総合計画基本計画素案について

【部会長】

次に、次第の4でございます。「射水市総合計画基本計画素案について」ですが、事務局から資料についてご説明いたします。

なお、進め方ですが、基本計画の素案は、ご覧のとおり、部、章、節で構成されておりますので、幾つかの節ごとにまとめまして、概ね章単位で説明させていただき、その後、委員の皆様からご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、基本計画の素案ということで説明をさせていただきます。長時間になりますので、申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。素案は資料2になります。それとあわせまして、参考資料2になりますが、第1回部会において、委員の主なご意見ということで、基本計画の素案にどう対応したか、ということの資料をお示ししております。これについても事前にご確認いただいているかと思っておりますので、内容については説明を省かせていただきます。またご意見等がございましたら、各々の施策の中でいただきたいと思っております。それでは、資料2をお願いいたします。

1ページをお開きください。今ほど部会長からありましたとおり、一番左側の章、そして14の節について記載しております。進め方については、この章ごとに進めていきたいと考えております。2ページ、3ページをお開きください。「施策の内容」について左から、部、章、節、それから、さらに細かい施策の細節、また、さらにより細かい施策の細々節というような形で、施策に書いてある内容について一覧にまとめたものでございます。それから、4ページをご覧ください。ここからが施策ごとの内容、いわゆる基本計画の各々の分野の施策の素案になっております。

この節の構成についてですが、左上の方に、「学校教育の充実」ということで節の名称等が記載してあります。その下に、「将来の姿」ということで記載しております。これについては、10年後の市民生活の目指すべき姿を示したものであります。次に、その下の方に、前回の部会でご協議いただいた「現況と課題」を記載しております。また、その下の方に、「現況と課題」に基づいた色々なデータ、関連するデータを記載しております。6ページになりますが、中ほどに、「目指す方向」があります。これは、「将来の姿」を達成するための取組の方向性を示したものであります。

次に、「施策の内容」ということで書いてありますが、これらの状況を踏まえた形で施

策を体系づけたもので、大きなくくりとして中ほどにあります。第1、番号の1、(1)それから、アというような形で、どんどん施策を具体的にしていっていったような形になっております。以上が主な構成であります。構成については、見直し前と同じとなります。

それでは、4ページへお戻りください。施策の中の内容について説明に入っていきたいと思います。主な内容、主な見直し箇所や新たな施策を中心に、事務局から説明させていただきます。委員の皆さんには、今ほど説明した「将来の姿」、「目指す方向」、こういった設定が社会情勢や時代の潮流に対応しているか、また、「施策の内容」が「将来の姿」や「目指す方向」に対応し足りているか、それから、文言等がわかりやすい表現になっているかなど、様々な視点からご意見をいただきたいと思っております。

それでは1番目「学校教育の充実」です。この節については、主に学校教育のソフト的な施策に当たる部分を記載しております。いじめ等の課題を受けまして、「将来の姿」の上から2行目になりますが、「一人ひとりの自尊感情を高め」と新たに追加しております。これに応じまして、「施策の内容」については、8ページをご覧ください。中ほどの番号3に、新たに問題行動等の対応を追加し、(1)ですが、「いじめの未然防止」、(2)になりますが、「不登校児童生徒への対応」、そして、問題行動等への対応として、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携」の他、(4)になりますが、「相談体制の充実を図る」としてあります。

また、新たなものとして、一番上になりますが、学校に入学したばかりで学校生活になじめない子どもの小1プロブレムや中1ギャップへの対応を図り、子ども達の保育園、幼稚園、認定こども園からの円滑な接続や、小学校と中学校の連携を図るところです。10ページをお願いします。安全・安心の高まりを踏まえ、中ほどですが、新たに施策の「第5 安全教育の推進」を追加しており、防災教育や防犯教育、それから、通学路の交通安全の確保という取組を行うとしてあります。

次に12ページをお開きください。「教育施設の充実」です。この節については、教育環境のハード面について施策を記載しており、現在の計画では「教育環境」としてありますが、ハード面ということで、教育施設に限定をさせていただいております。「現況と課題」において、下から2行目になりますが、前回委員からのご意見にもありましたように、新たな課題として、今後、児童・生徒数が減少することを見据え、学校の適正配置についても検討していく必要があるとしてあります。

また、「施策の内容」では、13ページをご覧ください。第1の「1 学校施設の耐震性

の確保と防災機能の充実」において、新たに非構造部材の耐震対策を含む耐震性の確保の他、2では「学校施設・設備の計画的な整備・充実」ということで、新たに学力の向上を図るために、普通教室においてエアコン設備の整備をしております。2の(5)では、今ほどの「現況と課題」にもありましたとおり、「児童・生徒数の変化に伴う学校の通学区域や統廃合の検討」について引き続き取り組むとしております。

続きまして、14ページをお開きください。「家庭教育・地域における教育の充実」です。「施策の内容」において、構成の変更があるもの、大きく変わったところはございませんが、この節全体を通してですが、新たな文言として、「現況と課題」の上から4行目、インターネットを介したSNSの浸透など、施策においては16ページの「第1 家庭における教育の充実」の上から2行目にあるインターネットの普及など、子どものライフスタイルの変化という点で、新たにインターネットの普及等による課題をあげております。

【部会長】

ありがとうございます。まずは第1章について事務局から説明をいただきました。この部分につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。前回の会議の時に、特にわかりにくい言葉があるということで、今回の素案では、細かく語句の説明がつけてございます。非常にわかりやすくなっている感じはいたします。

【委員】

根本的なことをお聞きしたいのですが、見た目でも前回の資料と大幅に変わっております。前回、言葉の修正等については色々と言わせていただきましたが、その他にも全く新しくなっています。これはなぜなのかということをお聞きしたいのですが、何か意図があって、こちらの方がいいだろうということだと思いたいますが、その意図をご説明いただきたいのですが。

【部会長】

前回の部会は、現在の射水市総合計画の基本計画の見直しに向けた「現況と課題」の整理についてであったかと思えます。前は、「現況と課題」をまず中心に見ていただいて、ご議論いただいたということで、前回の部会でなかった「施策の内容」という部分は、それを受け、今回提示されていると思っております。その他に、事務局で何かあればお願いします。

【委員】

例えば一番最初の分類についても増えたり減ったり、名前も変わったりしています。

【部会長】

体系についてですね。

【委員】

体系から変わっているということは、中身も合併されたり分離されたりしていると思いますが、そういう意味で大幅に変わっているのではないのでしょうか。

【部会長】

わかりました。それでは、体系の説明を事務局からお願いできますか。

【事務局】

施策の中身について先に説明した後に、体系の説明をと考えておりましたが、未来部会が所掌する部分の体系図について説明させていただきます。参考資料1ということで、当日の配布資料になりますが、A3の縦長の大きなものがお手元にあるかと思います。これについては、現行の体系図が左側、見直し後の体系図が右側に記載してあります。現行の体系図をご覧ください。(1)の「学校教育の充実」というもの、(2)の「教育環境の充実」というものがありましたが、今回は先ほど言いましたように、ソフト部分については、基本的には全て「学校教育の充実」に移行させていただいたというものです。「教育環境の充実」については全てハード部分ですので、「教育施設」ということで、今回新たに名称を変更しております。また、旧体系の下の方ですが、「3章 交流で輝くまちづくり」については、前回もお話ししたとおり、元気部会へ移行させていただき、そちらで協議させていただくこととしております。

それから、「5部 みんなで創るひらかれたまち」についてですが、現行の体系についてですが、「市民が主役のまちづくり」の「参画と協働によるまちづくりの促進」、それから「参画を促進する体制づくりの推進」、これらについて変更はございません。ただ、「わかりやすいまちづくり」の「射水らしさの創出」につきましては、合併から年月がたっておりますので削除したということとしております。その中にありました市民の歌等につきましては、「信頼される市政の推進」に、また、第5部の一番下になりますが、「地方分権社会への対応」についても、基本構想で総括的に記載したいと考えておりますので、廃止いたしました。そして、その中にありました構造特区につきましては、「信頼される市政の推進」に付け加えたという形となっております。それから、現行の体系図に「行財政改革の推進」がありますが、新体系においては名称を変え、「健全な行財政運営の推進」ということで、行財政改革の他に、もともと「地方分権社会への対応」で記載してありました「職

員の人材育成」や「財源の確保」について付け加えた形としております。それからもう1つ大きなものとして、新体系の5部の1の(3)、これは、前回の部会で委員から意見があったのですが、「学生が参画するまちづくりの推進」という節を新たに設けております。以上が主な変更内容であります。今ほどのご質問は、前回の部会が「現況と課題」の整理ということで、それ以外の、今回新たにお示した「将来の姿」等についてかと思えます。これらについては、「現況と課題」を整理した上で、新たに「将来の姿」や「施策の内容」を事務局で見直し、今回提示したということです。以上です。

【部会長】

前回の部会の時に、幾つかこの部分は別の部会に移行するという話、また、統合するという話があったかと思えます。それを受けて体系を作り直したということと、今回新たに「施策の内容」を具体化したものを示してあるということが大きな変更点かと思えます。そういうことでよろしいでしょうか。まだ何かございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

【部会長】

それでは、体系と今回の議論の内容につきましては、これでご承認いただいたということで、今の第1章の内容に戻りたいと思えますが、何かご質問やご意見がございましたらお願いいたします。内容が非常に盛りだくさんになっておりますので、見ていただくのは大変かと思えますが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員】

5ページの下に円グラフがありますが、母国語別として、ポルトガル語、ウルドゥ語、タガログ語とあります。タガログ語には、現在の総合計画では「(・英語)」と書いてあったのですが、その様な親切も必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

現在の総合計画の79ページです。

【委員】

あまり聞き慣れない言葉なので、説明は必要かと思うのですが。

【部会長】

ご説明いただけますでしょうか。前の時の資料は、「タガログ語(・英語)」となっていたのが、「タガログ語」だけになっている点であろうかと思えます。

【市担当部局】

タガログ語はフィリピンの公用語です。フィリピンでは英語も話しますので、そういった意味で括弧書きで「英語」と書いています。基本的にはタガログ語での支援が必要な子どもということで、フィリピン人のお子さんということです。

【部会長】

わかりました。その他に何かございますでしょうか。

【委員】

まず1点目は、学校ボランティア制度やボランティアの色々な人達の支援を受け学校が成り立っていくということであり、ここには色々な表現で書かれてありますが、私は、これからは少子高齢化の中にあって、子ども達にじっくりとボランティアの必要性を教えていく必要があると思います。ここに書いてあるのは、ボランティアの支援を受けることばかりです。今の時代は、例えば、お年寄りにやさしく、支え合いの心や環境問題についてなど、郷土愛や郷土の色々なことを教えるとも書いてありますが、ボランティアを実践することを子ども達に教え、これから10年後ぐらいには、恐らくそういう時代になっていると思いますので、ボランティアの必要性をもっと子ども達に教えるということもぜひ取り入れていただきたいと思います。この中では、学校のボランティア制度を生かし、地域の力などの支援を受けるというような書き方ですが、子ども達にボランティア教育をし、ボランティア活動を積極的にさせるということをぜひ表現の中に入れてほしいと思います。

それともう1点は、市長も中学校から先行してエアコンを整備すると言っておりますが、「学校施設・設備の計画的な整備・充実」の中に、普通教室にエアコンを設置することが書かれてありますが、その投資効果が私にはよくわかりません。市が取り組む色々な事業がありますが、これは莫大な経費がかかるかと思います。子どもにとって、今は家でも車でもエアコンは当然の時代ですが、学校には非常に長い夏休み期間があったりもしますが、それだけの投資効果があるのかという疑問を持っております。子どもは暑い中でも頑張る力が必要なのではないかという思いもあります。全国的にこういう傾向だからやらないといけないのかどうかよくわかりませんが、少し状況を教えていただけますか。中学校の普通教室、小学校の普通教室の他、保育園もありますし、全部しなければならないようになりますと莫大な経費が掛かると思います。

【市担当部局】

ボランティアにつきましては、ご存じのとおり、学校現場においても、子ども達は色々なボランティア活動をしております。朝のあいさつ運動であったり、あるいは周辺の清掃

であったり、そういうことを一生懸命各学校で取り組んでおります。先生方も大変忙しくなっているというような中、また、子ども達も昔ほど学校内の除草をしたりといったことがだんだんと少なくなってきた中で、地元のボランティアの方にやっていただいているケースがございます。そういった姿を見ながら、子ども達に何か感じてもらえればという思いもしております。委員ご発言のとおり、子ども達自身がボランティア活動をする取組、自分達が主体的にするという教育は必要だと思っております。

また、エアコンの件につきましては、あくまでも現在は中学校の普通教室への整備ということで、あくまでも学力向上を目指し設置をするということでありまして、夏休みがあるという議論もあるかと思いますが、全国的な流れとしてはそういう方向になっていると思っております。とりわけ夏休みに入る前の6月、7月あるいは9月の残暑は、最近は尋常ではない傾向になっております。特に受験を控えた中学生について、学力向上を目指して快適な環境の中で学習をしてもらい、射水市の将来を担う子ども達の学力を伸ばしていければという思いで検討しているところでございます。気温にしても、気象庁のデータを見ますと、確実に上昇しているということでございますし、文科省もエアコンの整備については補助対象とはしておりませんでした。最近では補助対象となり、学校環境整備の交付金の中で認めている事業でございますので、そういった状況により進めていきたいと考えているところでございます。

【委員】

参考までに、県内の進捗率がわかれば教えてください。それと、受験のために大事な時期として中学校でと言われました。小学校は後に、また、夏休みのない保育園なども整備するのでしょうか。10年の計画で保育園、幼稚園まで全部やるというようなことなのか、その辺はどうなのでしょう。恐らく保育園等は補助制度が何も無いと思うのですが、それでも単独でやるのでしょうか。これから10年の計画の実施計画を作る時に、計画は作ったが、あとになってやめた、というようなことにならないように、その辺の考え方をしっかりとしておかなければと思います。

【部会長】

設置率と、今後10年間の整備計画ということかと思いますが、いかがでしょうか。

【市担当部局】

現在、県内の設置状況についてのデータを持ち合わせておりませんが、県内の市レベルでも設置をしてきております。新聞報道でもあったかと思いますが、最近、特に中学校を

中心に冷房を設置している状況でございます。市内の保育園につきましては、各保育室には既に冷房が入っている状況でございます。幼稚園については、現在整備されておられません、検討課題と考えております。

【部会長】

委員からのご指摘がありました。ボランティアというところに関しては非常に大事なキーワードだと思います。その一方で、学年によってボランティアという言葉の考え方やそれに対するやり方が違ってくると思います。例えば外部への関わりは低学年から高学年まで色々と違うと思いますので、うまくこの素案の中に入れることができるかどうかということかと思えます。

【委員】

7ページに、「少人数指導の推進による個に応じた指導の充実」ということで、「35人を超える学級でのきめ細かな学習指導」とあるのですが、これは何を指しているのでしょうか。この文章でいくと、35人を超えるとまずいので、きめ細かな指導をしようということだと思いますが、市として35人を超えないように努力するとか、その方が先なのではないかという気がします。逆に言えば、何人が適切と考えているのかをお聞きしたいのですが。

【市担当部局】

1教室当たりの生徒数、児童数につきましては基本40人です。ただし、小学校1、2年生については35人学級で本市では行っております。中学校1年生につきましては、35人学級でも40人学級でもいいということで、それは各校長の判断としております。この素案の中の少人数学級につきましては、少人数指導ということで、改めて子ども達を取り出し、別の教室できめ細かな学習をしていくことを行っております。各クラスにおいても学力の差がありますので、例えば、遅れた子ども達を取り出し、集中的に学習をさせるなど、そういったことも必要であると考え行っております。

【部会長】

35人を超えるようなクラスも存在するということですね。そのクラスの中で、いかに少人数指導をするかということをごく明記しているということでしょうか。

【市担当部局】

35人学級、もしくは40人学級になるかと思いますが、その学年の児童数、生徒数によっては、二十数人になる場合もあります。人数については、しっかり35人や40人というわけ

ではございませんが、例えば35人なら35人の中で、よりきめ細かな学習をするという意味で少人数教室を行っているということでございます。

【部会長】

多分、クラスによって、学校によってもですが、最初から小人数のクラスもあれば、35人を超えるクラスも色々あるというようなことを前提にこの内容が書かれているのだと思います。

他にいかがでしょうか。8ページの3番、問題行動等の対応につきましては、今回、初めてそれを盛り込まれたということかと思いますが、内容はいじめ、不登校、問題行動という3つに関してということによろしいかと思います。

それでは、まだ色々あると思いますが、次の章に移らせていただき、また時間があれば見直していきたいと思います。それでは第2章に移ります。事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第2章です。18ページをお開きください。「生涯学習活動の推進」です。この節は、内容等について大きな変更はございませんが、平成22年度に策定されました射水市生涯学習指針に沿って整理されております。20ページに「目指す方向」が記載されておりますが、その一番下から2行目、「学ぶ」「活かす」「繋ぐ」視点で、“学び”が循環する生涯学習を推進します、という新たな視点を組み入れております。また、21ページにあります「第2 生涯学習関連施設の充実」の「3 青少年・女性教育施設」、「4 図書館機能の充実」というところで、それぞれに今後の施設の統廃合も踏まえ、社会情勢や地域の実情に即した施設整備というように記載しております。

続きまして、22ページ、「芸術・文化の継承と創造」です。主な変更点は、「現況と課題」におきまして、下から4行目、「既存施設の展示機能の強化や文化関係施設の利便性の向上等により、地域の歴史及び文化財の保存及び活用普及に努める」こととしております。さらに、地域活性化のため、現在改装中の竹内源造記念館の他、小杉展示館など地域の核となる文化財建造物を活用したまちづくりに取り組んでいく必要があるとしております。これに応じた形で、「施策の内容」においては、竹内源造記念館などの改修や記念館を中心とした歴史と文化が薫るまちづくり事業、これは県の事業ですが、こういったことを踏まえ、24ページになりますが、第3の1の「(4)歴史的建造物等を生かしたまちづくり・地域の活性化」、こういったものを新たに追加しております。その下の「2 文化・歴史資料の収

蔵機能の整備」においても(1)で、施設の統廃合を踏まえまして、先ほども言いましたが、「既存施設を活用した収蔵場所の確保と施設の集約による一元管理」を追加しております。

続きまして25ページ、「スポーツ・レクリエーションの推進」です。「現況と課題」におきましては、上から4行目ですが、国においては「スポーツ基本計画」が制定されました。これを踏まえまして、「本市においても、スポーツに対する新たな指針に基づき、市民がこれまで以上に気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツクラブの連携・拡充のみならず、夢や感動を与えるトップアスリートの育成強化や、スポーツを支える人材の育成と活用に努める必要がある」として、地域で気軽にスポーツに参加できる体制づくり、一方で全国で活躍できる選手の育成に重点を置いた形となっております。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」においては、26ページの第1の1の「(1)総合型地域スポーツクラブ等の体制並びに連携強化」ですが、現在の計画では、スポーツクラブへの支援という形でありましたが、今回は連携ということで見直しをしております。また、新たに(5)ですが、「障がい者のスポーツ機会の充実」、27ページの「プロスポーツ等「観るスポーツ」の機会づくりの推進」、それから2つ下の「2 全国の舞台で活躍できる選手の育成」、こういったことを新たに追加しております。以上です。

【部会長】

それでは、18ページから27ページまで、第2章でございますが、生涯学習、それから、芸術・文化等につきまして盛り込まれております。この中で何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

私のから1つ、20ページの「目指す方向」のところ、一番下から2行目、「学ぶ」「活かす」「繋ぐ」という視点がございまして、この「繋ぐ」というのは、どういことを念頭に置いて方向性が出されているのでしょうか。「学ぶ」「活かす」はわかるのですが、「繋ぐ」というのは、地域の中で人と人をつなぐということでしょうか。

【市担当部局】

この前段にもありますが、学習成果が地域課題の解決に活かせるように、と書いてあるとおりでございますが、部会長が申されましたとおり、地域とのつながりといったことも含め“学び”が循環するようになことをご理解いただきたいと思います。もし表現がわかりづらいようでしたら、また検討させていただきます。

【部会長】

わかりました。

【委員】

20ページのボランティアのことについてお伺いします。私もボランティアに関わっております。実は、ボランティアの団体は幾つかありますが、ずっと同じ数です。増えていかないということは、いかに一般の方が、ボランティアの意識はあっても、なかなか育成に携われないということかと思えます。ボランティア連絡協議会が主催しておりますが、市で養成講座のようなものに取り組んでいただくと、門戸がもっと開け、ボランティア人口が増えるのではないかと思います。ボランティアを利用するという形は随分この素案の文面に盛り込んであるのですが、それを作り上げるという体制が見えてこないのので、ぜひ入れていただきたいと思えます。

【部会長】

ありがとうございます。ボランティアというのは非常に大事だということはみんなわかっているけれども、それに取り組んでいる人が増えないというのは、どうやってボランティアをすればいいのか、どのようなものがあるのかということも含め、ボランティアをする機会を提供したり、あるいはボランティアをするような指導者を育成したりというような取組を入れることができないかということかと思えます。

【市担当部局】

20ページの「施策の内容」の2番目の(2)でございます。「指導者ボランティア等の確保や養成研修機会の拡充」とございます。私どもも非常に苦労している点といたしまして、実際にボランティアをやっておられる方がだんだんと高齢化していき、新たな若い人がなかなか入ってこないといったことがございます。ボランティア等の確保という点で、地域の方々とより密着し、地域と連携をしながら確保していかなければならないと思っております。養成研修会につきましては、さらに拡充しながら進めていき、ボランティアの質の向上の他、やり方の問題だとか、そういったことも検討していきたいと思っております。

【部会長】

ぜひ具体的なところでまたご検討いただければありがたいと思えます。その他はいかがでしょうか。

【委員】

「生涯学習関連施設の充実」と書いてあり、コミュニティセンターや中央公民館と書いてありますが、私は、これから必要なのは、地域間の交流だと思っております。射水市の

コンパクトな地域の中に、海あり、丘陵地帯があって、お互いに若い人達や子ども達が交流する生涯学習施設がほとんどありません。私が考えますのは、経嶽山のキャンプ場も廃止され、セミナーハウスも廃止されましたが、金山地区の自然の中に、子どもに宿泊体験をさせる生涯学習施設があればいいと思っております。都会では、子どもを自然の中に宿泊させ、自然の中で様々な体験をさせることに力を入れてやっておられますが、金山の丘陵地帯を使って、海の方にあってもいいのですが、ぜひ、そういうものを今度の実施計画に取り入れて、子ども達や若い人達に、宿泊を通じて自然の中で色々な体験をさせる生涯学習施設をぜひ造っていただきたいと思っております。

【部会長】

事務局から何かございますか。

【市担当部局】

今おっしゃったことにつきましては、そういった点も踏まえまして、中身について具体的なことを考えていきたいと思えます。

【委員】

25ページから27ページにわたりますが、25ページの「現況と課題」の中で、トップアスリートの育成強化が必要だとうたっており、27ページに「施策の内容」として、「全国の舞台で活躍できる選手の育成と強化」とあります。これを見ますと、2020年に東京オリンピックが開かれますが、ある意味ではその目標ができたような気がするのですが、そういうことに対して具体的な裏づけ等は何かあるのでしょうか。

【市担当部局】

特にオリンピックについて具体的に施策を考えているといったようなところまでには至っておりません。「目指す方向」に追加で入っているのですが、「射水市スポーツ推進計画」というものを今後同じく10年の計画で、現在策定しております。スポーツ推進計画につきましては、総合計画を受けまして、さらに具体的な計画を盛り込んでいくわけですが、その策定委員会を今年は2回開催しており、この後、3回目、4回目と開催していくこととしております。その中で、オリンピックなど競技スポーツの強化というものを盛り込み、具体的にどうしていくかということも、これから考えていくような進具合です。

【委員】

ボランティアといいましても、私達がやっていることも全てボランティアです。そんなにボランティアというものは難しいことではないと思うのです。

また、委員が金山地区に何か集まってやるということをおっしゃいましたが、幸いにして、県の施設かもしれませんが、太閤山ランドがあります。その中で、射水市の小・中学生、小学生と中学生を分けてもいいのですが、広い場所にたくさん集まって、施設の色々なところで、色々なことをみんなに体験させてやったらいいのではないかと私は思います。また、今までどういった生涯学習の行事があったかということなのですが、いかがでしょうか。これは市役所でわかりますか。それとも地域とか学校とかでないといけないのでしょうか。どういう生涯学習が今までに行われたか、ということなのですが。

【市担当部局】

生涯学習については、各地域で行われている細かいところまではわかりませんが、子ども中心という形であれば、放課後子ども教室というものがございます。これにつきましては、各地域で昔から行われる手づくりの様々なものづくりや、あるいは絵本の読み聞かせなど、色々な事業をそれぞれで行ってもらっている事業がございます。

【部会長】

多分、様々なレベルの生涯学習がございますので、それを全部リストアップというのはなかなか難しいかもしれません。

【委員】

他にも、「14歳の挑戦」は現在やっており、私も勤務していたところに中学2年生の子ども達が来ました。そういったものもあります。

【部会長】

「14歳の挑戦」については、富山県下全部でやっている、非常に特徴的なプログラムです。

【市担当部局】

「14歳の挑戦」は県下全域で中学2年生を対象に行われており、本市におきましても、新湊地区と射水地区とに分けて行っております。市内の各事業所、あるいは公的機関に子ども達が入り、そこで学んでいるということで、非常に効果が上がっていると聞いております。子ども達の将来を決める決定的なものにはならないのかもしれませんが、非常に良い体験をしているという状況でございます。

【部会長】

ありがとうございます。芸術・文化、スポーツのところかと思いますが、先ほどオリンピックの話がございましたが、27ページの「2 全国の舞台で活躍できる選手の育成と強

化」、それと、「3 スポーツを支える人材の育成と活用」がこれからキーポイントになってくるのかと思います。ということで、オリンピックということは書いてありませんが、そういう観点でこれを考えていけばと思います。よろしいでしょうか。

【市担当部局】

先ほど委員からご質問のありました、県内の学校への冷房の設置状況でございます。小矢部市におきましては、全中学校に設置をされております。また、上市町においては、小学校、中学校にあわせて設置をされている状況でございます。あとは、立山町と舟橋村、1町1村1校でございますが、それぞれ設置をされているという状況でございます。県内では、今このような状況になっております。以上でございます。

【部会長】

ちょうど夏休みに入るのが7月下旬ぐらいでしょうか。梅雨が明け、ものすごく暑くなってくる時期でございますが、それまでの使用でしょうか。9月はどうなのでしょう。

【市担当部局】

9月も含めてです。

【部会長】

エアコンが一つの象徴的なものかもしれませんが、委員が言われたのは、子どもが例えば色々なことに耐えるといった点も少し考えられておられたのでしょうか。

【委員】

私はあまり効果がないのかと思ったのです。この様なことに率先して手を挙げてやる必要があるのか、という素朴な疑問です。

【部会長】

それでは、第3章に入りたいと思います。「みんなが思いやりあるまちづくり」です。ご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第3章です。28ページをお開きください。まず、「男女共同参画の推進」です。ここでは、主な変更点は「施策の内容」です。29ページです。新たに第1の「2 固定的役割分担意識等の慣習にとられない社会の形成」を追加しておりまして、「(2) 家事・育児への男女協力の推進」、それから、「男女がともに参画する地域活動の推進」ということをあげております。その他に新たなものとして、30ページをお開きください。「第3 男女の人権の尊重とDV防止の推進」ということで、新たにDVという文言をあげておりま

す。これについては、相談体制や啓発を強化していくということであります。

次に31ページ、「人権尊重社会の推進」です。これについては大きな変更はございません。施策については32ページに記載しておりますが、「第1 人権尊重社会のための活動の推進」、それから、「第2 子どもの権利尊重社会の推進」ということで2つの柱立てとしております。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。第3章では、男女共同参画と人権尊重社会の推進というところになりますが、見られまして、何かご意見がありましたらお願いします。

【委員】

現在、我々の周りを見ておりますと、高齢者世帯とか、単独の高齢者の方のみの世帯が増えてきております。何を言いたいかといいますと、ぼけといいますか、日常どおりの生活はしておられても、認知症が出ておられる方もおられます。子どもは都会へ行っておられたりして周辺にいらっしやらないということで、肉体的な介護につきましては、買い出しなど、ヘルスポランティアの方等が色々とおられるわけですが、成年後見制度を法務省で推進しておられます。認知症や精神障害などによりまして、判断能力の欠けている状態のある人を保護、支援するという制度でございます。この人権に関する部分の対応になるのかと思いますが、66ページの一番上の高齢者のところに1行、「成年後見制度の普及啓発の推進」という1項目が書いてありました。今後の社会を考えますと、後見人は一般の人でもなれるわけございまして、ぜひ一般の人の後見人を作るということで、身近に成年後見制度を定着させ、認知症や精神障害のある人の支援を図るといようなことも大切であると思っております。子どものいじめ問題も大変重要なのですが、高齢者の人権尊重ということで、この点について、今後ますます重要になってくるのではないかと強く感じている次第でございます。前回この様な話をすればよかったのですが、見落とししましたので、追加していただければありがたいと思います。

【部会長】

人権尊重社会ということに関わって、特に高齢者の社会をどう推進していくかというところになるかと思いますが、これについてはいかがですか。ご質問は、その様な文言を入れてほしいということですか。

【委員】

法務省では、精神上的の障害のある方への権利といいますか、権利の尊重ということで、

人権というくくりで述べられております。一生懸命PRしておられるわけですが、まだまだ一般的に認知されていない反面、私どもが住んでいる周りを見ますと、高齢者のみの世帯がどんどん増えてきております。現在、弁護士さんや司法書士さんが後見人になり取り組んでおられるわけですが、弁護士、司法書士では、月に3万円ぐらいの高額な金額が掛かりますので、これは誰でもやれると思いますので、ぜひ一般の方にも面倒を見てもらうといったら変ですが、後見人になってもらって支援していただければと思います。買い物支援や肉体的な支援はよくやられておりますが、人権を守るとか、保護、支援するという点については、成年後見制度があるわけございまして、この辺について、もう少し充実した書きぶりをしていただきたいと思います。もちろん市でも、もう少し重点的な取組をしていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

【部会長】

お願いいたします。

【市担当部局】

確かにおっしゃるとおり、高齢者に限らず一般成人についても、成年後見制度が必要な方がいらっしゃいますので、32ページの「施策の内容」の第1の中で検討させていただきたいと思います。

【部会長】

32ページの第1の2番(2)の方に、児童や障がい者、高齢者、外国人等の権利擁護の対策の充実というところでご検討いただくということでしょうか。

【委員】

こういうひとくくりの書き方ではなく、どういいますか、現実にだまされるということ変ですが、保護を必要とする方が散見されますので、恐らく、もっと超高齢社会になりますと、地域の方で、誰かそういう人を選んで、地域の人と連携しながら成年後見制度の普及を図るということは非常に重要なことだと考えております。今のお答えでは、あまりにも漠然とし過ぎるのではないかと私は思います。

【部会長】

例えばそういう項目立てをすとか、ということでしょうか。

【委員】

例えば、成年後見人を育成するというところまで踏み込んで記述していただき、地域の方は地域で守るという姿勢を強く打ち出していきたいと私は個人的に思います。地域

を見ますと、かなりそういう方が増えていますので、買い物支援や健康上の支援についてはヘルスポランティアさんなどがおられるわけですが、精神上といいますが、肉体的なもの以外の支援については少し欠けているような感じがいたしますので、強く申し上げた次第でございます。

【部会長】

ありがとうございます。またご検討いただいて、次回、第3回目の時にご提案いただければと思います。

【委員】

「男女共同参画の推進」、これはごもっともですが、「豊かな心を育み誰もが輝くまち」の中にふさわしいのかどうかわかりませんが、男女共同参画審議会の会長から、「今の男女共同参画のやり方には限界がある」と、いつも相談を受けております。これは、今の協働のまちづくりの中でやるべきだとおっしゃっており、私もそう思っております。それぞれの地域に男女共同参画推進員の方がおられ、この方達の活動が、なかなか地域でできないということです。ですから私は、協働のまちづくりが進んで、地域振興会という組織が各地域にあって、その中に男女共同参画推進員の人達が協働のまちづくりの振興会の役員として入り、そしてお互いにまちづくりをするというような体制にされないと、「地域で推進委員を選んでください」といって、その人達だけでどれだけ集まっても、地域では推進できないと思っています。もう自助・公助・共助の時代ですから、地域の中でお互いにどうするかというふうにするべきです。国がやれ、県がやれと言っているから、推進委員を作ってやれと言われても、どんなにすばらしい人を選んでも、なかなか力を発揮できないと思っております。

もう1つ、後で言わなければならないと思っていたのですが、協働のまちづくりを進めるために、例えば男女共同参画のことを言いましたが、市役所の職員全部が協働のまちづくりへの問題意識、今の時代の問題を共有することがないと、どれだけやってもなかなかうまくいかないと思っております。その1つが、この男女共同参画だと思っております。ぜひ、幹部の方がおられますので、庁内の会議の中で「男女共同参画というのはどうやって、おまえの課ではどうすればいいのか」というようなやりとりをされ、職員自身がこういう問題意識を共有する。その1つに、ぜひ、この男女共同参画のことも入れていただきたい。もう20年、30年経ったら、男女共同参画ではなく、必ず女性が男性を引っ張っていく時代になります。今はちょうど過渡期ですが、放っておいてもそうなると思えます

が、それを協働のまちづくりの中で、男性も女性も関係ない取組をぜひしていただきたいと思っております。そういう点から、ここにある男女共同参画を推進する事業については、少し検討してみていただきたいと思えます。

【部会長】

多分、男女共同という概念を地域で考えられるような、そういうまちづくりを目指してほしいということかと思えます。ここで急に盛り込むのはなかなか難しいかもしれませんので、またご検討いただけますでしょうか。

【委員】

今ほど、意識という問題で提起されたかと思うのですが、29ページに、あらゆる分野への女性の多様な能力活用ということが書いてございます。本日の審議会委員の出席者を見ますと、ちょうど男女半々です。市役所の方々を見ますと、女性の方は少なくとも1人もいないということは、市役所そのものが男女共同参画の意識に乏しいのではないかという感じがしますので、そういう点を意識しながら、この施策の具体策になると思うのですが、そういうことを考えていただければと思えます。

【市担当部局】

29ページにありますように、「審議会・委員会等への女性の積極的登用の推進」につきましては、射水市は審議会や委員会等への女性の登用率が約3割で、県内ではトップクラスとなっております。ただ、委員がおっしゃるように、議会でも指摘がありましたが、職員の管理職への登用が低いのではないかとということで、色々ご指摘を受けております。当然、登用については常に考えておりますが、ただ、年齢的にちょうど端境期といえますか、女性の管理職職員がいないということでございまして、今後とも、女性の登用については積極的に対応していきたいと考えております。

【部会長】

ありがとうございます。私のから1点、30ページの一番上ですが、「(2)女性の意識啓発」と記されておりますが、「男性の意識啓発」も含めて考えていけない問題だと思いますので、ご検討いただきたいと思えます。また、28ページの真ん中あたりに、「射水市男女共同参画推進条例」や「射水市男女共同参画基本計画」がございまして、ホームページにもありましたので見ておりましたら、国際社会との協調などもありました。そういう点も含めまして、推進条例というものの整合性もお考えいただければありがたいと思っております。あとはいかがでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

非常に貴重なご意見を幾つもいただいておりますので、ぜひご検討いただき、盛り込めるところがあれば盛り込んでいただければと思います。

それでは、第5部に移りたいと思います。以上で、第1章と第2章、第3章が終了いたしましたので、ここまでですが、全体を通しまして、第1部につきまして、言い忘れたことや追加がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

少し気になって質問いたします。30ページの男女共同参画のDV防止の推進なのですが、これがずっと進んで、色々な事件を起こしているストーカーになるわけですが、ストーカーという文面を入れることはできませんでしょうか。

【部会長】

そういうものに対する対応になるのでしょうか。

【委員】

どのように書けばよいのか、少し迷うのですが。

【市担当部局】

ストーカーも言葉を換えれば、言っている意味は一緒なのかとは思いますが、少しその辺は検討させていただきたいと思います。DVとは別の概念だとは思いますが、検討させていただきます。

【部会長】

他にございますか。ストーカーというのは一つの行為であって、色々なことを含め、男性も女性も安心して生活できるというか、それは少し話が大き過ぎますでしょうか。何か色々な表現があるかと思えます。

それでは、よろしいでしょうか。教育の方にも戻っていただいて結構ですが、10ページの第5の安全教育という言葉の問題ですが、私どもが普通「安全教育」と使うのは、例えば何かを実験をしたり、何か取組をしたりする時に非常に危険なことがあるわけですが、それを察知してといいますか、それに対してどの様に取り組むかということ。「安全教育」と言っているのですが、言葉の定義になるのですが、ここでは、例えば交通安全やそういうものも入ってくるのでしょうか。

【市担当部局】

第5の2の(3)に書いてありますとおり、昨年来、全国的にも通学路における交通事故が多発していることから、通学路に関する安全ということについても取り組んでいく必要があるだろうと思っております。子ども達自身も、交通安全教室をやったりしておりますので、そういった意味でこの中には交通安全も含まれているということでございます。

【部会長】

わかりました。それでは、第5部に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、続きまして34ページをお開きください。第5部、第1章「市民が主役のまちづくり」であります。第1節「参画と協働によるまちづくりの推進」です。この施策につきましては、これまで地域振興会の組織化、それから協働のまちづくり推進条例の制定などを踏まえまして、「施策の内容」においても、これまでは計画や策定といった文言があったのですが、より具体的な事業の実施の推進といった形の表現になっております。具体的には、「施策の内容」においては35ページですが、新たに第1の「(4)協働事業のプロセスの確立と実施」を追加、それから、「(7)コミュニティセンターの老朽度に応じた施設の整備・充実」を図るとしてあります。それから、「職員の意識変革」についても記載しております。

続きまして37ページ、「参画を促進する体制づくりの推進」です。これについては、基本的には見直し前とほとんど内容については変わりありませんが、「現況と課題」の上から5行目の中ほどに、「市長の出前講座」を新たに行ったということであります。「施策の内容」についても、「市長の出前講座」について、39ページの「3 広聴活動の充実の市長の出前講座、タウンミーティングなどの開催」と記載をしております。それから、40ページになりますが、「学生が参画するまちづくりの推進」ということで、これは先ほども申しましたように、新たに追加した節であります。「将来の姿」については、「学生の交流や自主的な活動が活発に行われ、学生が市民や企業等とともにまちづくりに参画し、若い感性やエネルギーが生かされた、魅力あるまちづくりが進められています」としてあります。また、「現況と課題」におきまして、「射水市には5つの高等教育機関があり、およそ3,500人の学生が学んでいます」としてあります。昨年実施しましたアンケート調査でも、地域活動に参画している学生が少ないことや、休日は家で過ごす学生が多いというようなことがわかったということでございます。こういったことを踏まえまして、斬新なアイデアな

どを生かした地域活動の担い手としての役割、それから、地域の課題の解決に向け、高等教育機関が持つ知の財産を有益に活用する必要があるということでもあります。「施策の内容」に入りますが、41ページから記載しております。まずは、「第1 学生のまちづくり推進体制の整備」をしたいということでもあります。それから第2で「学生が交流する機会の提供」、また、学生と市民の方が交流する機会の場の提供についても支援をしていきたいということ、それから「第3 地域活動への参画」ということで、学生さんの能力を生かして、地域活動の課題に向けて取り組んでいくとしております。それから、42ページにありますとおり、「学生による協働のまちづくりの推進」ということで、各種施策について並べてございます。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。37ページから42ページまででございます。市民が主役のまちづくりということで2つの節になっておりますが、見られましていかがでしょうか。

【委員】

教えていただきたいのですが、41ページの「施策の内容」の「第1 学生のまちづくり推進体制の整備」ということと、第2の「1 学生の交流拠点の整備」ですが、これは、具体的にはどういうことを指すのでしょうか。また、そういうような具体的な取組があれば教えてください。

【部会長】

例えば現段階のもの、今後考えておられることがございましたらお願いします。

【事務局】

「学生のまちづくり推進体制の整備」でございますが、市はこれまで、高等専門学校、あるいは、県立大学と包括協定を結んでおり、色々な課題について連携していこうという形をとっております。まちづくり推進体制については、今後どのような形で進めていけばいいのか、組織立てをまずしていきたいというふうに思っております。それから、2点目の交流する機会の提供につきましては、具体的に決まったわけではございませんが、庁舎の統合の際に出てくる跡地について、例えば、既存施設の建物を学生が集まれるような拠点にできないか、そういったことも考えていくということございまして、そういったことも踏まえながら、学生が活躍できる、あるいは地域と交流できる、学生同士が交流できる、そういった場所を何か提供できないかと考えているところでございます。

【委員】

先ほどは色々な話が出ましたが、やはり高等教育機関ということで若い人がたくさんいらっしゃるわけで、地域の人や学生さん同士の交流、地域活動への参画ということもあるわけですが、拠点があって、誰かが旗を振ることで、また射水市に新たな活気が出るのではないかと考えられるわけでございます。早急に体制の整備なり、拠点の整備を具体化されて、その方向に向かって取り組んでいただきたいと思います。具体的には、どの課が担当されるのですか。

【事務局】

学生との交流ということについては、政策推進課が所管課になります。企画分野と見ていただければよろしいかと思います。

【部会長】

第1、第2の場合は、射水市側の方も窓口を作っていただいて、高等教育機関の方も窓口を作って、そこでしっかりと連携をとりながらやらないと、なかなかうまくいかないという感じがします。そういう意味では、第1の2番の「学生応援窓口の整備」は非常に必要なことかと思えます。また具体的なご検討をいただければと思えます。その他、いかがでしょうか。

私の方からですが、38ページ、39ページの「施策の内容」なのですが、この部は、「市民が主役のまちづくり」ということがうたわれているのですが、「施策の内容」はもちろんこれでよろしいのですが、例えば、広報活動であるとか、出前講座であるとか、この項目は、どちらかという行政から市民に向かってようなイメージを受けまして、前回の部会では気付かなかったのですが、広聴活動やそういう点で考えますと、中身はこれでよろしいかと思うのですが、「市民の何々を支援する」とか、特に市民が主役というところをぜひ打ち出していただけないかと思いました。具体的にどういう名称にすればいいのかわからないのですが、例えば、市民の声が届くような取組であるとか、何かそういうイメージを与えるような項目立てというのが考えられるかどうかということでございます。出前講座にしても、タウンミーティングにしても、手紙にしても、市民の声を届けられるような形を作っておられるわけですから、それが逆に市民目線からの書きぶりができないかということを感じたのですが。

【市担当部局】

部会長のご指摘のとおり、若干、市民目線というよりも、行政がどういったことをしていくかということを中心に書いたところございまして、ご指摘いただいたところも十分

加味して表記すべきだと思しますので、具体的な箇所については、今の提言を受けて検討したいわけですが、そういった市民の主体性が感じられるような表記を、もう一度見直してみたいと思っております。ただ、単独の事業の、例えば広報広聴事業といったものについては、市民の皆様への認知度が高い部分もございます。市長の出前講座も、ある種、事業名というところもございますので、そういった修正については若干苦しい点もありますが、全体的に見渡して、そういった点で修正できる部分はないか、一度おさらいさせていただければというふうに思っております。

【委員】

1つだけ確認させてください。協働のまちづくりで、私は今、富山県の自治会連合会の色々な役をしております、富山、高岡、氷見、他の自治会連合会長さん方と、色々なまちづくりの話をしております。射水市のまちづくりについては、他よりも相当進んでいると思っております。例えば、コミュニティセンターや自治会連合会を廃止して地域振興会にしたということは、他の市町村ではなかなかできないことでもあります。それぞれの27の地域力はかなり上がりつつあるというふうに思っております。しかしながら、末端の330ほどの単位自治会がありまして、理解していないところとの格差がだんだん出てくるかもしれませんが、さきほど言いましたように、射水市の目指す協働というものをもっと内部で協議していただきたいと思っております。この間から、射水市の協働のまちづくりについて、他の市町村からもどんどん視察が来ているということで、かなり射水市の協働のまちづくりは進んでいると思っております。ただ、その一方で、総合計画は10年計画ですから、射水市は最終的にどんな姿を目指したいのかということです。全国の市町村が必ずやらざるを得ない時代になっており、我々は先に進んでおり、目指す、見本になるところはないかもしれませんが、職員の中でお互いに協議してやっていただきたいと思っております。色々な各種団体がいかに振興会の一員としてできるかということなのです。さきほどの男女共同参画の話ではないですが、私はもっとできると思っておりますので、ぜひ内部で検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。どこまでとり入れられるかわかりませんが、今後検討していただいて、進めていただければと思います。他にございますでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

それでは、第2章になりますが、「むだのないひらかれたまちづくり」というところをお願いいたします。

【事務局】

それでは、43ページになります。まず、「信頼される市政の推進」です。「現況と課題」の下から2行目、「統合庁舎を中心に、利便性・効率性の高いサービスの提供や、ひらかれた行政運営を行う必要があります」というようなところを新たに追加しているところがございます。それから、44ページをお開きください。「施策の内容」についてですが、まず、「第1 市民サービスの充実」ということで記載をしております。この中で、特に今ほどの統合庁舎等も踏まえまして、「1 窓口サービスの向上・効率化の推進」、「(1) 本庁窓口でのワンストップサービスの充実」、それから「(2) 地区窓口と本庁との連携強化」等をこちらで記載をしております。それから、第2が「透明で公正な市政の推進」として個人情報等の部分の他、今回新たに、45ページの「第4 高度な政治倫理観の維持」ということを追加しております。この中で、「政治倫理意識の醸成」の「射水市政治倫理条例」は策定予定ですが、その周知ということであげております。それから、先ほど説明しましたが、「第5 射水らしさの定着」ということで、市民憲章や市民の歌、花木等について、こちらで記載をしております。

続きまして46ページになります。「健全な行財政運営の推進」です。基本的に行財政改革の部分であります。大きな変更点、新たな視点ということで、下から3行目、「ファシリティマネジメントという経営的な視点に立った公共施設の管理運営や適正配置」というようなところを新たな視点として取り入れております。それから、「施策の内容」ですが、47ページにあります「第1 簡素で効率的な行政運営の推進」で、特に「1 行政のスリム化・効率化の推進」で「(2) 公共施設の統廃合の推進」、それから、今ほどありました「ライフサイクルコストを念頭に置いた公共施設の管理・運営」というところが新たな取組としております。それから、48ページをお願いします。上から3つ目「(6) 未利用市有地等の活用」ということで、「ア 民間活力の導入を含めた庁舎跡地等の有効活用及び売却」、それから、「未利用市有地の効率的な利活用及び売却」というふうにしております。それから、中ほどの「3 職員の意識改革・育成」ということで、地方分権の節から、職員の育成についてこちらに移した形であります。

それから、50ページ、「情報化の推進」です。ここについては、新たな視点ということで、「現況と課題」の上から3行目、「ICTを活用した更なる行政サービスの導入など、満足

度の高い市民サービスの提供が求められており、今後、社会保障・税番号制度の導入に伴うＩＣカードを利用した市民の利便性向上や新しい情報システムの導入」の推進を図っていく必要があるとしております。これらを踏まえまして、「施策の内容」においては、「第１電子自治体の推進」ということで、「行政内部の業務を更に効率化することにより、迅速で質の高い行政サービスを推進します」としてしております。それから、51ページですが、「第２情報流通社会への対応」においては、「１ 番号制度の導入に伴うＩＣカードの多目的利用」、「２ モバイル端末の活用」などの利活用を推進すること、それから、第３においては、これらを踏まえまして、情報セキュリティ対策の推進ということで記載しております。以上であります。

【部会長】

ありがとうございます。第１節、第２節、第３節について説明いただきました。「むだのないひらかれたまちづくり」ということで説明いただいたところです。これらにつきまして、何かございましたらお願いします。前回、外部監査制度のことが上げられていましたので、それがここに入っているということでしょうか。45ページの第３に入っているということかと思います。私の方から質問があるのですが、48ページと49ページですが、6番の「文書管理システムの構築」で、「システム化に向けた文書の分類」についてはいいのですが、「保存年限等の適正な管理」というのは、年限を管理するわけではないと思うのですが、これでよろしいのでしょうか。また、49ページで、「財源の確保」は今後必要になってくるとは思いますが、その中の新たな財源というのは、広告料収入やふるさと納税の２つを主なものと考えておられるのかということなのですが、いかがでしょうか。

【市担当部局】

保存年限等の適正な管理というのは、各行政の各種文書につきましては、その内容により保存年限を決めております。例えば1年保存、3年保存、5年保存、10年保存、そして永久保存と決めておまして、それぞれ期限が切れますと廃棄するということになっております。その意味で、それを適正に管理をしていく、いわゆる順々に廃棄するものは廃棄する、新たに管理するものは管理していくという意味で書いております。

【部会長】

「保存年限のある文書の適正な管理」とか、何かそういう書き方なのかと思ったのですが。言葉だけの問題ですが。

【市担当部局】

ご指摘いただいたように文面を変えたいと思います。

【部会長】

新たな財源というのは、基本的にこの2種類でしょうか。「等」とありますが、他にも何か考えられるのでしょうか。

【市担当部局】

広告料収入、あるいはふるさと納税というものは、現在の取組においてもある程度成果が見られるものの具体例として表したものでございます。やはりそれ以外についても確保に努めてまいりたいと、その様な観点でございます。

【部会長】

そういう財源というのは、今後も色々なことが考えられるというふうにとらえればいいのでしょうか。

【市担当部局】

現時点ではなかなか難しいと思いますが、怠ることなく、そういったものの確保に努めてまいりたいと、その様な積極的な観点でございます。

【部会長】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

整理させていただきたいのですが、この中には、公共施設の統廃合ですとか、職員の意識改革、これについては、職員もそうですが、市民の意識改革から始めなければならないと思っております。10年後は、かなり行政がスリムになり、そして住民の意識がかなり変わる時代が必ず来ると思っております。今は、例えば5市町村が合併して、一体感の醸成もなかなか難しく、それぞれにあった公共施設をそのまま利用しております。行政サービスにはきりがありませんから、私は、昔の行政サービスと今とでは、質が全く違うと思っております。体育施設がそれぞれの合併前の5市町村にあたり、図書館があたりしますが、私は、図書館などは1つか2つにまとめて、それだけのたくさんの本があればいいと思っております。それぞれの5市町村の垣根をいかに取り外していけるかということ強く基本計画に書かなければならないのではと思っております。行財政改革推進会議も年に何回かやっております。これをきちんと公表して、これからの行財政はこういうふうに進んでいきます、というふうに広報などでもPRしながら、住民の意識を変えていくことに努力されないと、一向に変わらないと思っております。非常に厳しい財政運営を強

いられると思っております。そういったことをもっとしっかりと書く。痛みを市民と分かち合って進めるということを書いていかないと、いつまでも昔の行政のままではいけないと思いますので、新しい時代、そして10年後を見越して、これをきちんと表現していかねばならないのではないかと考えております。

もう1つは、48ページの上、私はいつも疑問に思っておりますが、保育園等の民営化についてです。民営化や指定管理がどんどん進んでおりますが、何かしっかりとした根拠を持ってやっているのかどうかということです。お聞きしたところ、保育園は50パーセントは民営化して、50パーセントは公営でやるというようなことですが、私は全部民営化でいいのではないかと考えております。職員への対応など色々なことがありますが、それは行政職に代わってもらってやるなどの対応が考えられますが、色々な現場を見ておりますと、公務員の保育士と民営化の保育士とでは、全く同じやり方の中で、民営化になりますと保育士の数もどんどん減らされ、民営化されたところの保育士は非常に苦しい思いをしております。一方で彼女たちが比較するのは公務員の保育士ですが、民営化しないと言われている定数が少ないところは、子どもが少ないことから民営化しても採算がとれないという理由が言われています。その様なところの保育士さんが厳しいところよりも楽をして、高給を取って保育をしているような時代ではないと考えております。その様な状況はどう思われますでしょうか。保育士さんは非常に不満を持っております。今、国の色々な行財政改革の中で一番犠牲になっているのは、民営化された保育士なのかというふうに思っております。そこで少し教えてほしいのですが、50パーセントだけ民営化して、採算のとれないところは市でやっていくというものの考え方です。私は、採算がとれないのなら、その分だけ運営補助金を出してやればいいと思います。行財政改革は、もっと思い切って色々なことをしないと進まないですし、10年後を見据えた行財政改革のことは言えないのではないかと考えております。そういった辺りを聞かせていただきたいですし、検討していただきたいと思っております。

【部会長】

ありがとうございます。他の委員の方も、もしその件について何かございましたらお願いいたします。

【委員】

委員がおっしゃった意見に強く賛同するわけでございます。私も三ヶの地域振興会会長のもとでちょっとお世話させていただいて痛感したのは、行政サービス、先ほどもボラン

ティアのこともありますが、自分がする側ではなくて、受ける側として、あれをしてくれ、これをしてくれと、してもらう側の意識が非常に強いわけでございます。委員がおっしゃったとおり、やはり、もう少し強い説得力のある表現をしていただきたいと思っております。極端な話ですが、ボランティアで朝、除雪をしておりましたら、家の玄関の前の除雪もしてくれとか、もっとひどいのは、家の前の街路樹の葉が落ちるから、街路樹も市役所から掃除に来てくださいと言う方がおられます。反面、家の周りのことは自分達でやるということがこれまで定着してきたわけですが、最近は、特に都会から来られた人は、「東京の何々区に住んでいたら、週に2回、区役所から家の玄関の前まで掃除に来た」とおっしゃいました。なおかつ「町内会費も安かった」と。「なぜ射水市に来て、こういうことをしなければいけないのか」というような話をされます。先ほど委員がおっしゃったとおり、地域振興会が中心になり、「いや、そうではなく、地元は地元で、地域は地域で守る」と、何とか自分たちの地域は自分達で守ろうということを一生涯懸命に話をするわけですが、ややもしますと、都会から来られた人の意見に賛同して他の人が流されつつある傾向にございます。ぜひその辺は対応していただきたいと思っております。

保育所の民営化につきましては、ちょうど三ヶの西部保育園が民営化になりました。孫が行っておりますが、前の市営の時とはかなり違います。前の市営の時というのは、変な話ですが、地域振興会も一緒になって庭を造ったり、花壇を造ったり、草むしりをしたり、色々なサポートをしていたわけでございます。例えば、なかなか言いにくい話ですが、運動会の時でも、かなり皆さんの協力のもとにやっていたわけでございます。現在は、花壇や何かにつきましては、自分達でやっておられます。職員の数も少ないですし、まず、職員が若いです。非常にきびきびと対応しておられます。非常に父兄にも好評でございます。今、委員もおっしゃったとおり、保育士さんが不満を持たれるのは当然だというふうに思っております。採算がとれないから公務員でやるというのではなくて、差額については補助をするというような観点で行財政改革を進めていただきたいと思いますと思っております。

あともう1つは、外部監査制度については、市民の目線ではなく、専門家の目線でチェックするということも、検討ということではなくて、近い将来導入するという気持ちで対応していただきたいと思っております。以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。幾つかございましたが、お答えできる範囲でお願いできますでしょうか。

【市担当部局】

まず、委員の行財政改革についての市民理解ということを実施の中に入れるべきではないかというご意見だったと思います。この点につきましては、実は検討しております。私どもの結論といたしましては、行財政改革という施策を実行するための市民理解という一つの手段だと考えました。従いまして、この後、具体的な実施計画等の中で、市民理解の醸成という部分をうたっていきたいと考えていたところであります。

次に、保育園の民営化についてでございます。今ほど委員からは、民営化と半分半分ということと、採算のとれないような保育園については直営でいくということとございました。行財政改革サイドから申し上げますと、これで民営化を終えているつもりはございません。もちろん、この後も民営化というものについては進めていかなければならないという思いを持っております。その手段として、例えば先ほどおっしゃったような不採算、基本的には定員で80人から100人ぐらいの間の保育園が採算のベースになるわけですが、それ以下の定員のところについても、こういったような形をとっていけば、民営化という言い方なのか、委託という言い方なのかは別にしまして、担当課には研究するようにという指示は出しております。それと、私立の保育園につきましては、中途でお子さんが入ってくるわけですが、保育士1人に対して見られる子どもの数というのは法律で決まっておりますので、それを超えるわけにはまいりません。それを超えて預かるということになりますと、保育士を新たに採用する必要が出てきます。なかなか私立の保育園というのは、経営上、そのあたりの融通というのをきかせるのは非常に難しいです。それでは、途中から入って来られる方をどこが受け入れているかということになりますと、現時点では公立の保育園がそれを受けております。公立の保育園は職員の数は決まっておりますが、それに附随し、臨時の保育士や、あるいは時間給の保育士を入れ、そういったお子さん方の需要の増大した部分について対応しているという現状であります。従いまして、全部の保育園を民営化してしまった場合に、今ほどの問題というものを今度は解決していくための制度設計というものが必要になってまいります。その辺りは、今後の新しい計画の中で、これは総合計画ではなく、幼保一体化の絡みの計画の中でも出てくるかもしれませんが、そういった部分については、担当課とこちらとも綿密に打ち合わせをしながら進めていきたいという思いであります。

【部会長】

外部監査導入の件がございましたが、それはいかがでしょうか。検討ですか。

【市担当部局】

これにつきましては、現在義務づけられておりますのは、富山県と富山市という状況でありまして、他市におきましては検討中という状況であります。例えば、近くで言えば富山市の状況等をもう少し詳しく調査していきたいというふうに考えております。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。次回のところで反映できるところをまたご検討いただければと思います。それでは、第5部、第1章と第2章を通しまして、市民が主役のまちづくりとむだのないひらかれたまちづくり、第5部を通しまして、何かございましたらお願いいたします。

【委員】

今、民営化のことについてお聞きしたのですが、保育所に関わらず、できるものは全て民営化していただきたいと思います。民営化することによって活性化しますし、自分のところが請け負った以上は、みんな一生懸命になると思います。ですから、何事においても、できるものに関しては全て民営化していただきたいと思います。

それともう1点、エアコンの件につきましては、子ども達の意見といたしましては、「職員室に行ったら、とても涼しかった」と、こういう意見を私達はよく聞きます。ですから、その点も頭に置いて色々考えていただきたいと思います。

また、私達はあいさつ運動というものもしているのですが、小学生は、最近はみんなやってくれています。中学生においては、服装の乱れが非行に走る第一歩だと思うのですが、10月に1カ所ですが中学生に少し服装の乱れた子がいたらしいのです。ある先生のところであったとのことですが、あいさつ運動というものについてぜひ次の時に、意見として言っていただきたいと民生委員の定例会の時に言っておられましたので、何とか取り入れていただきたいと思います。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。民営化の問題につきましては、色々なことを考えながら民営化は進めないといけないと思いますので、全体を通してその問題についてはまたご検討いただきたいと思います。

【委員】

今、あいさつ運動のことも言われましたが、私どもも、例えば小杉地区の中学校や小学校と色々なことで交流をしております。学校は、人権集会など、色々なことを真剣に取り

組んでおられます。子ども達のその取組を地域の人知らないということは、非常に大きなギャップだと思っています。例えばケーブルテレビで、今度学校へ入る子ども達が1人ずつしゃべったり、色々なことが放送されておりますが、学校の人権問題や学校の取組を広報もいいですが、ケーブルテレビか何かで紹介してあげればいいと思っています。学校はそれぞれ考えて、先生方は非常に苦労して努力して、人権週間やあいさつ運動など色々なことをやっておられます。こんなことをぜひ市民の人に、地域の人に活動を知っていただきたい。いじめ問題等色々なことがあります、親がまず学校のやっていることを知る、地域の人を知ることが非常に大事だと思っています。ケーブルテレビか何かを通じて、学校の真剣な取組をぜひ流してあげてほしいと思いますので、できればよろしくお願いたします。

【市担当部局】

学校の取組につきまして、温かいお言葉をいただいたというふうに思っております。学校が地域の皆さんのご協力を得ながら、そして子ども達には、地域に生きる、将来の射水市を背負って立つ人材であるということを目覚めさせるような格好で取組をしております。様々な取組をしているわけですが、地域の方々から協力をいただければいただくほど、委員がおっしゃったように、学校が何をしているかということをご知らせすることをやっていかなければいけない状況になっております。これまでは、学校だよりなど、紙ベースでやっておりましたが、それだけではなく、様々な集会などの機会にご紹介する、それから今ほどご提案のあったように、ケーブルテレビ等をもっと活用するなど、これからも色々工夫していかなければならないと思っております。ありがとうございました。

【部会長】

今おっしゃったことを中心に、また地域と学校が密接に関われるような取組をお願いしたいと思っております。

【委員】

射水市が合併して、あまり協調性がないということなのですが、新庁舎ができた時に、地区割りというもの、もっと言えば、校区割りというのを何かお考えになっておられますでしょうか。それを中心に、もう一度地区割り、校区割りをしないと、今ある各市町村の独立性というのはずっと続いていくような気がします。そういう点を何か考えておられるのかお聞きしたいのですが。

【市担当部局】

学校区を割るということでしょうか。

【委員】

私は下村に住んでいますが、旧新湊であっても新湊庁舎より、圧倒的に私どもの方が近いわけです。行政区域は、今はそうなっていますが、ただ校区やそういうもの、先ほどお話していた地域振興会も一つになった方がいいのでは、と思うところが私の身近な例としてあります。それを全市で見れば、例えば新庁舎をベースに、幾つに割るのかわかりませんが、もう一回何もないところからやらない限り、今までの大門地区、小杉地区などずっと続いていくのではないかと思います。そういう意味で、行政も本当に客観的な市政運営をやるために、こういう地域割りが理想ですよ、というものを少なくとも持っておいて、それに近づけるようにしていかない限り、今までどおり、下地区、大門地区、小杉地区ということで、祭りなどの行事も住民文化も、そういうものはずっと続いていくのではないかと思うわけです。その一つのきっかけが、なかなか建たない新庁舎をベースに、もう一回、本当に射水市の地区割りというか、校区割りというか、それは人口等、色々なものもあるかと思いますが、そういったものも見据えて理想像を市としては作っておいて、3年後になるのか2年後になるのかわかりませんが、新庁舎ができた時に、そういうものを何となく打ち出せるようにしておくというのが一つの市役所としての考え方ではないのかという気がするのですが。

【市担当部局】

射水市全体の区割りとして、旧市町村単位であったり、あるいは自治会単位であったり、学校区に関してもおっしゃっているのだと思いますが、学校区につきましては、議会において、今委員がおっしゃったように見直しをすればいいのではないかというような話が出ております。旧市町村の行政区が取っ払われたことによって、確かにこれまでの学校よりもすぐ近くに学校があるのでは、というようなことで見直しをしてくれないかという意見は確かにあるのですが、自治会といったものが基にございますので、場合によっては、自治会を割るような事例も出てきます。そういった点で、自治会運営の面で難しい問題があり、一つ踏み切れない大きな課題であると思っております。問題意識としては持っているということでございます。学校区についてということで、私からは以上でございます。

【市担当部局】

今、庁舎の話も絡みとして出ましたので、庁舎担当の部署として一言お話しさせていただきます。旧の5市町村には各庁舎に行政センターがあります。そこではかなり手厚いサ

ービスをしております。ただ、新庁舎ができますと、まず大島がなくなりますし、他の4つの庁舎も行政センターではなく、かなり縮小し、窓口サービスのなものしか残さない予定であります。そういった意味では、現在の行政センターは、それぞれ旧5市町村の地域振興会なり自治会なりの窓口的な色々な仕事もしているわけですが、それもなくなるだろうというふうに思っております。それがきっかけで、ある程度は旧5市町村の意識はとれるのではないかという期待をしております。ただ、委員がおっしゃるのは、もっと行政が突っ込んで、新たな見直しの区割りを考えたらどうかということだと思いますが、まだそこまでは考えておりません。今のところ、正直言いますと、27の地域振興会が、それぞれこれまでの歴史もあつたりなど、色々な経過がありますので、まずそこで、地域のために地域振興会でそれぞれ取組をしていただければありがたいと思っています。また、その中の経過において、今後見直したらいいのではないかという空気が出てくれば、そこでまた、新たに考えていきたいと思っております。

【部会長】

今後の検討課題という形でここに入れていただくか、実際に検討していただくかということをお願いしたいと思います。

【委員】

もう一つよろしいでしょうか。先ほど、男女共同参画のところ、意識という話をしていたのですが、「職員の意識改革・育成」のところ、「人材育成基本方針」、「人事評価制度」と書いてありますが、ここに「男女共同参画基本計画」も文章として少なくとも入れておいた方がいいのではないのでしょうか。いわゆる女性幹部職員の育成を何となくにおわせるような言葉をどこかに入れておいてほしいという気がします。

【部会長】

職員の意識改革のところでしょうか。

【委員】

そうです。例えば「人材育成の充実」に、「人材育成基本方針」がありますが、ここに、男女共同ということが書かれているかどうかわかりませんので、もし書いていないとすれば、「射水市男女共同参画基本計画に基づき」という言葉も入れておいたらどうですかという意見でございます。

【市担当部局】

今おっしゃっているのは、さきほどお話として出てきた、ここにいる幹部職員の中に女

性職員が全くいないことかと思えます。これは、結果という形で、今、出てきておるわけでございます。私どもといたしましては、人事評価制度を取り入れております。その中では、男女の区別というものは全くありません。また、能力を評価するということですので、その部分については、男女共同という言い方もできると思えます。ですので、実際問題、職員の登用についての考え方としては、特段女性を大事にしなければならないですとか、大事にしていないという考え自体が全くないということでもあります。

【委員】

建前はわかりますが、ここにいる40人ぐらいの幹部の方がおられる中に女性が1人もいないというのは、結果が全てではないでしょうか。何らかの強制措置をしない限りだめだというような感じはするのですが。例えば、普通の民間企業でも、役員の何割かは女性役員にこなさいというようなものがあるわけですから。それを考えると、公的機関である市役所がそれに近い数字になっていないということそのものが、一つはおかしいのではないかとというのが私の意見です。

【市担当部局】

例えば民間の役員の場合は、逆に言うと外部から持ってきてもいいわけですから。市の職員の場合は、まだ外部登用というところまでは至っておりません。あくまでも内部から登用している結果ということになっており、これもあくまでも現在の結果ということで、10年後には、委員がおっしゃるように、3割程度の職員がなっているかもしれません。それを総合計画の中で確約という形で記載するのは、少し難しいという思いであります。

【部会長】

色々ご議論はあると思えますが、今の話をどこまで盛り込めるかというところで、またご検討いただければと思えます。

時間の関係もありまして、大体これで一応全終了させていただきたいと思えます。

本日、委員の方々からご意見やご指摘などをいただきましたので、事務局で、次回の時までに基本計画素案への反映についてご検討いただきたいと思います。

前回の部会と同じように、今日の配付資料の中に、「総合計画審議会第2回部会におけるご意見、ご提言などについて」という用紙がありますので、今日まだ言い足りないところもあるかと思えますので、ぜひここに書いていただいて、Eメールあるいはファクスでもよろしいですので、提出していただければありがたいと思えます。

5 その他

- ・次回の部会の日程について

【部会長】

それでは、次第の5「その他」でございますが、事務局から今後の日程についてご説明をお願いいたします。

【事務局】

ただいまは、委員の皆様から本当にたくさんのご意見等をいただきまして、ありがとうございました。今日いただきましたご意見等を踏まえまして、今ほど部会長が申しましたように、次の部会で基本計画等の修正等を行い、お出ししたいというふうに思います。

なお、日程でございますが、第3回目の部会を12月初旬に開催したいと考えておりました。未来部会につきましては、12月2日の月曜日、午後2時からという形で現在予定しております。部会長と再度この日程でよろしいかの確認をとりまして、改めて委員の皆様にはお知らせしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

6 閉 会

【部会長】

それでは、本日の総合計画審議会第2回未来部会、これをもって終了させていただきたいと思っております。委員の皆様には、建設的なご意見、ご提言をいただきましてありがとうございました。次回もまたよろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。